

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第1節 安全なまちづくり

体系

1 防災

- (1) 市街地の防災環境整備
- (2) 防災体制の確立
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 地域防災計画の充実

2 防犯

- (1) 防犯環境の整備
- (2) 防犯体制の充実
- (3) 防犯意識の高揚

3 消防

- (1) 消防体制の整備・充実
- (2) 火災予防の推進
- (3) 警防活動の充実
- (4) 救急活動の充実

動向と課題

1 今世紀前半での発生が予想されている東南海・南海地震をはじめ、台風や集中豪雨など、大きな被害をもたらす災害の発生が懸念されています。都市構造の変化や高齢化が進む中で、丘陵部と低地部からなる地勢を持つ本市でもこのような災害が発生すると、被害が広範囲に及ぶことも予測されます。このため、災害の未然防止と、被害を最小限度に止めることができるよう、都市の防災機能の強化や、ライフラインの確保、防災体制の強化・充実を図ることが求められています。さらに、阪神・淡路大震災の教訓から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域防災の基本に立ち、市民の防災意識の高揚や、地域における自主的な防災活動の促進を図る必要があります。

2 人口の高齢化や女性の社会進出により、昼間の地域社会では高齢者と子どもの比率が高くなりつつあります。また、他人の生活に干渉しないという意識が地域の間人関係を希薄にしていることから、災害発生時における、高齢者や障害者等の要支援者に対する地域ぐるみでの避難誘導や安全対策の充実が必要になっています。

3 地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。本市では、「大阪府安全なまちづくり条例」の制定を受け、「大阪府吹田警察署安全なまちづくり協議会」を発足させ、警察、事業者、市民、民間団体、行政が一体となって、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりに努めています。今後さらに、防犯体制の確立を図り、家庭、地域、関係機関が一体となって、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。

4 社会経済活動や市民の生活行動が多様化する中で、予想し難い災害が発生する危険性が拡大しています。また、科学技術の高度化に伴い、放射性物質など危険物質による特殊災害の潜在的発生要因が多くなっています。これらの災害や、地震、風水害などの大規模災害に的確に対応できる体制の確保が必要です。特に阪神・淡路大震災での貴重な経験や教訓等を踏まえ、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的にするためには、災害活動拠点の整備や広域消防相互応援体制のいっそうの充実を図る必要があります。

5 救急に対する需要は年々増加の傾向にあり、また、救急救命処置に関しては高度化が求められています。このような状況を踏まえ、救急活動体制や救急隊員の知識や技術を維持向上するため、関係機関における実習・研修等の整備・充実を図る必要があります。

基本方向

- 1 市民との協働による安心・安全のまちづくりは、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、関連する施策の体系化を図り、市民、事業者の協力の下に総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 災害時における市民生活の安全を確保するため、都市防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図ります。また、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災システムの整備確立や、救援体制の充実などを図り、防災体制の確立をめざします。さらに、市民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の結成を促進し、地域における自主的な防災活動の促進を図ります。
- 3 犯罪のないまちをめざして、市民や関係機関と連携して、各種犯罪の未然の防止に努めるとともに、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 4 各種災害に即時対応できる消防体制を整備するとともに、火災等の防ぎょ活動に必要な消防車両、装備、消防水利や消防指令通信システムの整備・充実を図ります。また、火災予防活動を展開し、市民、事業所などにおける防火意識の高揚と防火防災体制の確立を図ります。
- 5 救命率向上のため、救急救命士の養成、教育、救急資機材の整備を行い、医療機関をはじめ市民を含めた病院前救護体制の充実に努めます。



計画

1 防災

(1) 市街地の防災環境整備

都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、都市基盤施設の防災機能の強化に努めるとともに、防災空間の整備や木造密集市街地の整備により防災性の向上を図ります。

(2) 防災体制の確立

防災の中核拠点としての防災センターの建設計画を推進するとともに、他市町村との相互応援・協力体制の充実を図ります。また、市民や関係機関に防災情報を提供するシステムの確立に努めます。さらに、緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めます。

(3) 地域防災力の向上

地域において防災ハンドブックや洪水ハザードマップを活用した防災講座の開催に努め、自主防災組織の結成を促進するとともに、災害発生時において、高齢者や障害者等の要支援者への対応が的確に行われるよう地域との連携・協力体制の確立に努めます。また、市民の防災意識をいっそう向上させるため、日頃から啓発活動に努め、関係機関と市民の参加と協力を得て合同防災訓練を実施します。

(4) 地域防災計画の充実

地域防災の基本となる「地域防災計画」を定期的に見直し、地震や風水害、危険物質による特殊災害等の災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう充実を図り、推進に努めます。

2 防犯

(1) 防犯環境の整備

街頭犯罪防止のため、道路や公園など多くの市民が利用する公共施設については、犯罪面にも考慮した整備に努めます。また、夜間の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置等により道路の照度を高めます。

(2) 防犯体制の充実

自治会、商店会、青少年関係団体、防犯協議会などの地域の諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの保護活動等を通じて、安全な地域コミュニティづくりに努め、防犯体制の充実を図ります。

(3) 防犯意識の高揚

警察、防犯協議会等と連携して街頭キャンペーンの実施や地域の犯罪、防犯に関する情報の提供等により市民の防犯意識の高揚に努めます。



3 消防

(1) 消防体制の整備・充実

消防職団員の資質の向上を図るとともに、効果的な人員配置をすることにより組織力を強化し、各種災害に対応できる機動力ある組織を確立します。また、消防署所の適正配置及び改修、耐震化等を図り、災害活動拠点となる消防施設の安全性を確保するとともに災害対応能力を向上させます。

(2) 火災予防の推進

効果的な査察の実施と指導により防火管理の徹底を図るとともに、高齢者を対象とした住宅防火診断を実施するほか、住宅用防災機器の設置について普及促進を図ります。また、各種広報媒体を通じた幅広い予防広報活動を推進します。

(3) 警防活動の充実

多様化する火災等の災害防ぎょ活動に万全を期すために情報の共有化と一元化を推進するとともに、各種警防計画の整備と、救助及び警防等の活動技術の高度化を図ります。また、消防車両及び装備の充実や、耐震性防火水槽などの消防水利の適正配置を行います。さらに広域的な消防相互応援体制の強化と地域住民による消火活動体制の整備に努めます。

(4) 救急活動の充実

救急救命士の養成や救急資機材の高度化を図るほか、本市にある先端医療施設をはじめ各医療機関との連携を強化するとともに、市民に対し応急手当の方法や救急車の適正な利用方法などを普及・啓発し、病院前救護体制の充実を図ります。

第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

体系

1 総合的な都市整備の推進

- (1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進
- (2) 適切な土地利用の誘導
- (3) 都市機能の向上と市街地の整備
- (4) 福祉のまちづくりの推進
- (5) 吹田操車場の跡地利用

2 緑豊かな安心して遊べる公園整備

- (1) 特色のある公園・緑地の整備
- (2) 公園施設の整備と維持管理
- (3) 市民との協働による公園管理

3 誰もが安全で快適な交通環境づくり

- (1) 交通バリアフリーの推進
- (2) 違法駐車防止
- (3) 自転車の放置防止
- (4) 交通安全施設の整備
- (5) 交通安全教育の推進

4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり

- (1) 歩行者・自転車優先のまちづくり
- (2) 総合交通体系の確立

5 安全で快適な道路整備

- (1) 都市計画道路の整備
- (2) 道路機能の整備
- (3) 道路機能の管理・維持
- (4) 環境整備・安全対策の充実

6 上水道の整備

- (1) 水源の有効利用
- (2) 水質の適正管理
- (3) 浄配水施設の計画的な整備
- (4) 給水方法の改善
- (5) 水の適正利用

7 下水道の整備

- (1) 下水道管等の充実
- (2) 下水処理場・ポンプ場の充実
- (3) 総合的な雨水対策の推進
- (4) 流域下水道の整備

動向と課題

1 本市は、計画的な都市基盤の整備に努める中で、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。また、大学や医療機関、高度な学術研究施設が整ったまちとして発展を続け、江坂駅周辺では商業・業務機能の集積が進みました。しかし、少子・高齢化の進行や地球環境問題の深刻化、商業・業務機能の停滞、一部地域での開発に伴う急激な人口の増加など多くの課題を抱えており、中心市街地の活性化や既存住宅地での計画的な更新、修復に取り組んでいく必要があります。

また、ユニバーサルデザインの視点を持って、新たな市民ニーズへの対応や防災機能の充実、環境にも配慮した取組などを進め、暮らしに安心と快適性をもたらすとともに、市街地の活性化を図り、個性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

2 都市化の進行に伴い、人と自然とのふれあいの場や機会が少なくなってきました。一方、市民意識調査によると、多くの市民は「緑地や水辺などの自然環境が保全されたまち」「道路や公園が整備されたまち」を望んでいます。

公園は自然と親しめる身近な場として大きな役割を果たすものであり、自然とふれあえる場、スポーツが楽しめる場、四季折々の花や木を観賞できる場などの特色のある公園づくりを進めることが求められます。また、地震などの災害時に、市民の避難や救援・救助活動に役立つよう整備を図る必要があります。

3 わが国の高齢化は世界に例をみないスピードで進行しており、本市でも本格的な高齢社会を迎えようとしています。また、障害者の社会参加の機会も増大しています。

誰もが安心・安全に生活できる社会の実現に向けて、高齢者や障害者等に配慮した施設の整備や移動手段の確保などが求められており、さまざまな施策を通じバリアフリーを進めるとともに、交通安全施策などの充実に努める必要があります。

4 自動車交通量の増大が地球環境問題や自動車公害の原因となっています。

これまでの自動車優先のまちづくりから歩行者・自転車優先のまちづくりへの転換を進めるとともに、公共交通機関の利用促進を図り、自動車に過度に依存しない交通環境づくりに向け取り組む必要があります。

5 道路は、交通施設としての機能だけでなく、防災空間としての役割や、上下水道、ガスなどのライフラインを収容するなど、円滑な都市活動や安全な都市生活の実現に欠くことのできない重要な役割を担うものですが、本市の整備状況はまだ十分とは言えません。都市計画道路の未整備などにより、交通渋滞の発生や、渋滞回避の通過車両の生活道路への流入を招き、市民生活に影響を与えています。

交通の円滑な流れを図ることができる道路ネットワークの整備と充実に努めるとともに、すべての人が安全で快適に移動できる環境づくりに向けて、地域の特性に応じた道路整備を計画的に進める必要があります。

6 浄水・配水施設の多くが更新の時期を迎えていることから、ライフラインとしてよりいっそうの安定給水を図るため、各施設の整備を計画的に行う必要があります。また、農薬類などによる汚染など新たな課題にも対応できるよう、引き続き関係機関と連携して、本市の主な水源である琵琶湖・淀川水系の水質保全に努めるとともに、水の有効利用を図る必要があります。

今後も、より安全で良質な高度浄水処理水を供給しながら、水質管理のいっそうの強化を図るとともに、マンションなど中高層建築物の直結給水の普及や、貯水槽水道の適正な管理に向けた取組が必要です。

7 これまで下水道整備は、生活環境の改善と河川などの水質改善をめざして推進してきましたが、水質改善については、いまだ大阪湾をはじめ神崎川などでは水質環境基準が達成されていない状況です。流域下水道と公共下水道の事業をいっそう総合的に展開し、水質向上を図る必要があります。

一方、雨水対策については、集中豪雨時に市内各所で浸水被害が発生していることから、雨水施設の未整備地域や雨水整備基準が低い地域等の改善、整備が必要となっています。河川事業と連携しながら雨水施設の整備を進める必要があります。

また、これからの下水道事業においては、循環型社会づくりの一環として、水循環と資源リサイクルを視野に入れた総合的な取組も求められています。

基本方向

- 1 都市計画を推進する上での指針となる「都市計画マスタープラン」により、市民、事業者や専門家などに、都市計画における将来の都市像を示し、都市計画への理解と参加を促します。また、個々の都市計画の相互調整に努めるとともに、土地利用規制や各種事業の推進を図ります。
これまでの地域の発展を継承しながら、自然、歴史、文化、施設、人材などを活用した、個性豊かな地域づくりをめざします。
将来にわたって都市の健全な発展を持続していくため、快適な市民生活を支えるとともに、都市の活力を創出する産業の振興を図っていく必要があります。このため、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の整備・充実を図るとともに、住む、働く、憩う、遊ぶ、学ぶといった都市活動を支える土地利用の計画的な誘導をめざします。
- 2 地域の特性を生かした、特色のある公園整備を進めるとともに、市民と協働して親しめる公園の整備を図ります。
- 3 長期的な視野に立ち、より質の高いパリアフリー環境の整備を行うなど、安全で快適な交通環境づくりに努めます。

- 4 歩行者や自転車が優先される交通環境の整備や公共交通の利便性の向上を行い、過度に自動車に依存しない社会の実現をめざします。
- 5 都市計画道路は、周辺景観との調和や沿道環境に配慮しながら事業中の路線を早期に完成するとともに、事業化予定路線の早期着手に努めます。
また、各種道路の役割分担を明確にし、地域の特性に応じた道路機能を検討しながら都市環境・景観の改善に努めるとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できる道路整備をめざします。
- 6 より安全で良質な水道水の安定給水のために、水質管理の強化及び浄配水施設の整備を進めます。
- 7 「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水処理の水質向上を図るとともに、合流式下水道の雨天時の対策を進めます。また、処理水や汚泥等の有効利用を図ります。
浸水被害の実態を踏まえ、計画的に雨水施設の整備を推進し、浸水に対する安全度の向上を図ります。また、都市における良好な水環境を確保するため、雨水浸透などの施策の推進に努めます。



計 画

1 総合的な都市整備の推進

(1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進

これまで蓄積してきた都市整備に関するさまざまな情報やノウハウを提供し、市民、事業者、専門家との適切な役割分担のための仕組みづくりを進め、地域の特性を生かした活力のあるまちづくりを推進します。

(2) 適切な土地利用の誘導

調和のとれた有効かつ利便性の高い土地利用を図るため、用途地域制度や地区計画制度などによる土地利用の規制・誘導を図ります。また、必要な都市施設の整備に努めます。

(3) 都市機能の向上と市街地の整備

市街地の整備にあたっては、周辺の自然や景観が損なわれないよう環境に配慮しながら居住環境の向上、商業・業務機能の活性化、公共的空間の創出や交通機能の改善など、これからの社会経済動向を見据えた都市機能の再整備を図ります。

(4) 福祉のまちづくりの推進

社会生活を送る上でハンディキャップを持った人を含めたすべての人が不自由なく安心して移動できるよう、公共施設や病院、駅など多くの人が利用する施設のバリアフリー化に努め、誰もが互いに支え合いながら社会生活を送れるまちづくりを推進します。

(5) 吹田操車場の跡地利用

吹田操車場の跡地利用は、大阪都心部への近接性や周辺部における大学、学術研究、医療機関といった高度な都市機能の集積など、恵まれた立地特性を最大限に生かし、本市のみならず広域的な利用も視野に入れ、周辺地域との調和や居住環境の向上、緑豊かな公共空間の創出など、魅力的で独自性のあるまちづくりを市民参画の下で進めます。

2 緑豊かな安心して遊べる公園整備

(1) 特色のある公園・緑地の整備

「みどりの基本計画」に基づき、緑の整備目標の確保に向け計画的に公園・緑地の整備を市民参画の下で行います。また、樹林や竹林などの資源及び歴史的な環境も活用しながら、すべての人が四季折々の豊かな緑とふれあえ、親しみ、やすらぎを実感できる公園づくりを進めます。

(2) 公園施設の整備と維持管理

誰もが使いやすく快適で安心して遊べる公園となるよう、施設の整備と適正な維持管理に努めるとともに、利用マナーの向上について啓発に取り組みます。

(3) 市民との協働による公園管理

身近な公園の管理を市民との協働により行うため、コミュニティづくりと活動の支援に努め、地域に愛される公園づくりを進めます。

都市計画公園の整備状況（平成17年(2005年)3月末現在）

建設緑化部データによる

種 別	箇所数	面 積		一人当たりの完成面積	
		計 画	完 成		
公 園	街区公園	72	約 20.08ha	約 20.08ha	/
	近隣公園	14	約 30.3ha	約 30.3ha	
	地区公園	3	約 16.7ha	約 16.4ha	
	総合公園	3	約 52.0ha	約 46.9ha	
	広域公園	1	約 129.0ha	約 129.0ha	
	小 計	93	約 248.08ha	約 242.68ha	
緑 地	2	約 70.7ha	約 67.7ha	1.93m ² /人	
合 計	95	約 318.78ha	約 310.38ha	8.86m ² /人	

※一人当たりの完成面積は人口350,317人(平成17年(2005年)3月末)として計算

※街区公園：主として街区内に居住する市民の利用のために設ける公園

※近隣公園：主として近隣に住む市民の利用のために設ける公園

※地区公園：主として徒歩圏域内に居住する市民の利用のために設ける公園

※総合公園：市民の休息、遊戯、運動など総合的な利用のために設ける公園

※広域公園：市域を超える広域のレクリエーション需要に対応するために設ける公園

3 誰もが安全で快適な交通環境づくり

(1) 交通バリアフリーの推進

駅舎や駅前広場等においては、公共交通事業者と連携しバリアフリーを含むユニバーサルデザインを推進するとともに、歩道等においても、バリアフリー基準に適合した整備に努めます。

また、バリアフリーに対する認識を深めるための啓発や教育等に取り組みます。

(2) 違法駐車防止

「違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、違法駐車の一掃に向けた指導や啓発に取り組みます。また、駐車場が不足する地域では公共施設などを利用した有料による駐車場の整備に努めます。

(3) 自転車の放置防止

自転車利用者のマナーの向上を図り、レンタサイクルの活用を推進するとともに、駅周辺の商業施設などと協働し路上放置の解消に努めます。

(4) 交通安全施設の整備

交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、周辺環境やデザインにも配慮した整備に努めます。

(5) 交通安全教育の推進

学校や地域などにおける交通安全教育の推進によって交通安全意識の啓発に努めます。

4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり

(1) 歩行者・自転車優先のまちづくり

歩道の整備や歩車分離信号の設置を進めるとともに、自転車歩行者道の整備やネットワーク化についても検討します。また、駅周辺での自転車駐車場整備や商業集積地での自転車対策を行い、歩行者・自転車優先のまちづくりを進めます。

(2) 総合交通体系の確立

交通需要マネジメント施策など新たな交通施策の実施や、交通結節点の利便性向上を行うことにより、公共交通の利用を促進するとともに、自動車交通量を抑制し、交通渋滞や環境問題の解消に努めます。また、交通の不便な地域においては、地域住民の意見を聴きつつ、交通利便性の向上に資する移動手段について検討します。



5 安全で快適な道路整備

(1) 都市計画道路の整備

都市計画道路は、国道・府道との広域的な道路ネットワークの形成をめざし、地域間を結ぶ円滑で機能的な移動空間として、また災害時の防災空間として整備を進めます。

(2) 道路機能の整備

道路機能の向上を図るため、高齢者や障害者などすべての歩行者、自転車が安全で快適に利用できる交通機能の充実と、道路緑化や景観に配慮した舗装など魅力的な空間の創出に向け、地域の状況に応じて整備を進めます。また、電線の地中化についても検討を進め、更なる空間機能の充実をめざします。

(3) 道路機能の管理・維持

適正な道路管理のため、橋梁の耐震補強をはじめ、道路施設の更新・補修を計画的に行い、安全性、機能性の保持に努めるとともに、災害時の情報通信網などライフラインの安全性の向上を関係機関に働きかけます。

(4) 環境整備・安全対策の充実

高速自動車道、国道・府道の沿道環境整備対策や安全対策の充実を道路管理者に働きかけます。

6 上水道の整備

(1) 水源の有効利用

自己水源の確保と有効利用及び大阪府営水道からの受水による安定給水に努めます。

(2) 水質の適正管理

水質の保全に向けて関係機関との連携に努めるとともに、水質管理の強化や小規模受水槽（有効容量10m³以下）の調査・点検により適正管理を図ります。

(3) 浄配水施設の計画的な整備

安定した給水を確保するため、上水道施設等整備事業により、各施設の更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。

(4) 給水方法の改善

直結（増圧）給水のいっそうの普及に向け条件整備を進めます。

(5) 水の適正利用

計画的な漏水調査及び漏水防止作業により有効率の向上を図るとともに、浄配水システムの充実により水の適正・有効利用を図ります。

都市計画道路の整備状況（平成17年（2005年）3月末現在）

建設緑化部データによる

種別	計画路線数	計画延長	完成延長	整備率
幹線街路	36	約84,768m	約66,765m	79%
区画街路	1	約480m	約480m	100%
特殊街路	6	約9,520m	約9,240m	97%
合計	43	約94,768m	約76,485m	81%

※特殊街路：自動車以外の歩行者、自転車、モノレール等の交通の用に供することを目的とした道路であり、本市では歩行者専用道、モノレール専用道が都市計画決定されている。

7 下水道の整備

(1) 下水道管等の充実

下水道管の適切な維持管理を行うため、下水道台帳の充実に努めるとともに、既存施設の改築・更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。

また、暫定的な処理地域等については、下水道計画に整合させるための整備を図ります。

(2) 下水処理場・ポンプ場の充実

下水処理場及びポンプ場については、老朽化した施設・設備の計画的な改築、更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。また、放流水質の向上のために、合流式下水道の改善と高度処理を実施するなど、下水処理場・ポンプ場の充実に努めます。

さらに、下水汚泥の再資源化をいっそう推進するとともに処理水の再利用を図ります。

下水処理場の拡張整備においては、敷地内に水・緑環境の創出を図り、周辺環境への配慮や多目的利用が図られるよう努めます。

(3) 総合的な雨水対策の推進

雨水対策を推進するために、河川事業との連携を図りながら、効率的な雨水施設整備に努めるとともに、雨水の流出を抑制する貯留施設や雨水浸透施設の設置を促進し、総合的な対策を図ります。

なお、浸水被害の発生地域においては、雨水施設の能力増強の整備を重点的、計画的に進め、被害の軽減を図ります。

(4) 流域下水道の整備

流域下水道幹線の未施工箇所の早期完成と、処理施設の高度化の推進を関係機関に要望します。また、流域下水道と公共下水道の今後のあり方について検討します。

下水道雨水施設の整備状況（平成17年(2005年)3月末現在）

下水道部データによる

計画面積	雨水施設整備率 (10年確率降雨)	雨水施設整備率 (概ね5年確率降雨)
約 3,582ha	約 37%	約 85%

※雨水施設整備率：計画面積に対する整備済み区域の面積の割合

※10年確率降雨：10年に1回の確率で発生する降雨

(本市の場合は、約50mm/時)

※5年確率降雨：5年に1回の確率で発生する降雨

(本市の場合は、約40mm/時)



第3節 良好な住宅・住環境づくり

体系

1 多様なニーズに対応した住宅の整備

- (1) 総合的な住宅政策の推進
- (2) 健康で安心して住める住宅整備
- (3) 市営住宅における住環境の向上
- (4) 分譲マンションへの支援

2 良好な住環境づくり

動向と課題

1 本市の住宅・住環境をめぐるのは、千里ニュータウンなどの計画的住宅地での既存住宅の建替え、企業所有地や低層住宅地域の周辺での開発事業などによる住環境への影響が課題となっています。

住環境の保全と向上を図るためには、開発事業が周辺環境と調和したものとなるよう誘導するとともに、各種の制度を活用しながら、市民の自主的なまちづくりを支援していくための仕組みづくりが求められています。

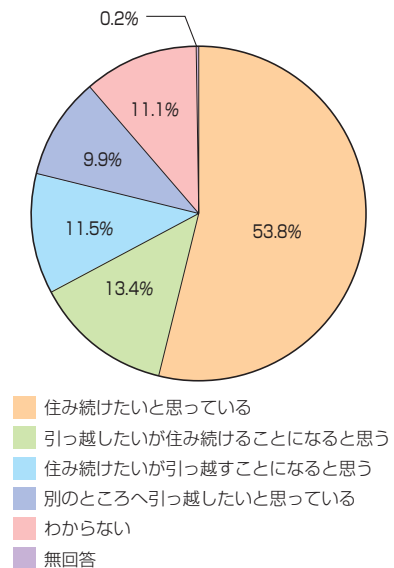
2 少子・高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、住宅に対する市民のニーズは、単に住戸規模の拡大に止まらず、住宅のバリアフリー化や新しい住宅設備、環境共生への対応など、住宅の質の向上へと変化しています。このような新たなニーズに対応した住宅の供給や、多世代共生型の住宅など、多様化した住み方に合った住宅の供給を促進することが求められています。

3 今後とも本市が住宅都市として発展していくためには、住宅の機能更新を進めながら、居住ニーズの変化に対応した魅力と個性ある住まいづくりが求められています。

基本方向

- 1 多様で異なる市民のライフスタイルやライフステージに対応できる住宅に関する支援等を充実するとともに、各種制度を活用した総合的な住宅政策を推進します。
- 2 緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、福祉、保健、医療との連携を図りながら、誰もが安心して生活できる住宅・住環境づくりを進めます。
- 3 建築協定や地区計画などの制度の活用を図るとともに、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、開発事業に対するきめ細かな規制・誘導を進め、市民、事業者、行政の協働の下で、よりよい住環境づくりに努めます。

永住意向 平成14年度（2002年度）市民意識調査による



計 画

1 多様なニーズに対応した住宅の整備

(1) 総合的な住宅政策の推進

「住宅マスタープラン」に基づき、子育て世代をはじめ、市民の多様なニーズに対応した良好な住宅の供給を促進するとともに、地域の特性に応じた住宅・住環境の整備を図り、総合的な住宅政策を推進します。

(2) 健康で安心して住める住宅整備

高齢者や障害者が住みなれた地域で、健康で安心して住み続けられるよう、住宅施策と福祉施策との連携を図り、事業者と行政の協働による住宅の整備に努めます。

(3) 市営住宅における住環境の向上

老朽化した市営住宅については、「市営住宅ストック総合活用計画」に基づく建替事業・改善事業・維持保全等により、住環境の向上を図ります。

(4) 分譲マンションへの支援

分譲マンションの適正な維持管理や円滑な建替えを促進するため、マンション管理セミナーの開催、アドバイザーの派遣、住宅相談窓口などの制度活用を推進するとともに、ニーズに応じた都市型住宅の誘導を図ります。

2 良好な住環境づくり

共同住宅等の新築や建替え等においては、市民、事業者、行政との協働により、地域の特性を生かした良好な住環境づくりに努めます。また、建築協定や地区計画などの制度の活用や情報の提供、相談体制を充実し、市民の自主的なまちづくりの支援に努めます。

開発事業に際しては、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、公共公益的施設の整備や、事業地内に豊かな緑、ゆとりある住空間の創出を促進し、住環境の向上を図ります。また、大規模開発事業においては、構想の段階から事業の内容を開示して、周辺環境と調和した土地利用を誘導します。

建築協定の一覧（平成18年（2006年）2月末現在）

都市整備部データによる

協定名	認可日	面積	区画
桃山台3丁目建築協定	平成2年5月1日	約 0.5ha	17区画
佐竹台3丁目地区建築協定	平成8年1月17日	約 1.3ha	30区画
桃山台3丁目第二建築協定	平成9年6月18日	約 1.3ha	43区画
高野台地区建築協定	平成15年2月4日	約 7.1ha	194区画
古江台1丁目中部地区建築協定	平成15年4月25日	約 2.4ha	67区画
佐竹台5丁目・6丁目建築協定	平成17年1月28日	約 2.6ha	66区画

地区計画の一覧（平成18年（2006年）2月末現在）

都市整備部データによる

地区名	都市計画決定日	面積
津雲台5丁目地区	平成7年11月1日	約 1.6ha
藤白台2丁目地区	平成12年3月31日	約 1.1ha
山田駅周辺地区	平成14年7月9日	約 4.6ha
千里丘上地区	平成16年12月10日	約 1.1ha
新芦屋上地区	平成17年7月5日	約 4.0ha

第4節 景観に配慮したまちづくり

体系

1 良好な都市景観の形成

- (1) 総合的景観施策の展開
- (2) 自然景観の保全と育成
- (3) 地域の景観資源の保全と活用
- (4) 地域の特性を生かした都市景観の形成

2 景観形成への啓発・支援

- (1) 景観意識の向上
- (2) 景観形成活動への支援

動向と課題

- 近年、人びとの価値観は量より質を求めるものへと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められてきています。このような背景の下、良好な景観の形成を促進するため、平成16年（2004年）に「景観法」が制定されました。
- 市民意識調査によれば、多くの市民が「現在の場所に住み続けたいと思っている」と答え、高齢の市民、居住年数の長い市民に強い定住意向が表れています。また、自分の住む地域に対する関心もますます高まってきています。
- 本市では、大規模な土地の開発などに伴い、長い時間を経て形成されてきたまちなみや、都市にうるおいを与える緑地、歴史的景観資源が喪失し、その一方では新しいまちなみが誕生しています。また、景観に関する市民の活動も活発になり、みどりの協定や里親道路、アドプトロードなど地域に密着したさまざまな活動が行われています。

4 景観はさまざまなもので構成され、自然、歴史などを含んだ地域の文化を表すものであり、市民共通の資産です。

良好な都市景観の形成には市民、事業者、行政の協働が重要であり、地域の自然と歴史とが織りなしてきた景観と新しくつくられる景観が調和するように努め、個性と魅力あふれる都市景観をまもり、つくり、そだて、まちに対する誇りと愛着を高めていくことが必要です。

基本方向

- 住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人のすべてに快適な都市空間の実現を図るため、地域の特性を生かし、市民、事業者、行政、専門家等がそれぞれの役割の下、協働して良好な都市景観の形成に努めます。また、市民共通の資産としての景観の向上を図り、次世代に継承していくことができるよう、魅力あふれる美しいまちづくりに努めます。
- 景観形成に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図るとともに、市民や事業者による景観形成活動への支援に努めます。

景観形成地区の一覧（平成18年（2006年）2月末現在）

都市整備部データによる

地区名	告示日	面積
山田駅周辺地区	平成14年7月1日（地区） 平成14年7月9日 （基本方針及び地区景観形成基準）	約 4.6ha
新芦屋上地区	平成17年8月2日（地区） 平成17年8月9日 （基本方針及び地区景観形成基準）	約 4.0ha

計 画

1 良好な都市景観の形成

(1) 総合的景観施策の展開

景観行政の姿勢をより明確にするため、「(仮称)都市景観条例」を制定し、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 自然景観の保全と育成

丘陵部に残されたまとまった緑地や河川空間などの資源の保全と活用に努め、市民にうるおいややすらぎを与える自然景観の育成に努めます。

(3) 地域の景観資源の保全と活用

歴史的景観資源をはじめとする地域の景観資源を保全・活用し、景観形成の誘導に努め、次世代に継承できる美しいまちなみづくりの推進を図ります。

(4) 地域の特性を生かした都市景観の形成

道路、公園などの公共空間や公共建築物の整備や機能更新においては、地域の特性、立地、規模や機能などに十分配慮するとともに、地域において先導的な役割を果たし、まちのシンボルとなる景観の創出に努めます。

また、民間建築物等においても地域の特性に配慮し、周辺のまちなみと調和するとともに、新しい景観をリードしていくものとなるよう支援・誘導を図ります。

2 景観形成への啓発・支援

(1) 景観意識の向上

まちに対する誇りや愛着を高め、良好な都市景観の形成を推進するため、市民、事業者、行政の協働の下、地域の歴史や文化、景観に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図ります。

(2) 景観形成活動への支援

地域住民に親しまれる景観づくりのための制度や仕組みに関する情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、みどりの協定や里親道路、アドプトロード、まちの美化など暮らしに密着した景観形成活動の支援に努め、美しいまちなみの創出を図ります。

